

## 第 19 章 課徴金納付命令

### 課徴金制度について

#### 1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成 17 年 4 月から、現行の刑事罰に加え、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

不公正取引(インサイダー取引、相場操縦、風説の流布又は偽計)

証券取引法等の一部を改正する法律(18 年 6 月 7 日成立)の公布日から起算して 20 日を経過した日(同年 7 月 4 日)から、新たに「見せ玉」を通じた相場操縦行為も課徴金の対象。

有価証券届出書等の虚偽記載(発行開示義務違反)

有価証券報告書等の虚偽記載(継続開示義務違反。17 年 12 月以降対象)

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、同年 4 月 1 日付で審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

#### 2. 課徴金納付命令までの手続(資料 19 - 1 参照)

- (1) 証券取引等監視委員会が調査を行い、その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- (2) これを受け、金融庁長官(内閣総理大臣から委任。以下同じ。)は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで、課徴金納付命令決定案を作成、金融庁長官に提出する。
- (3) 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

課徴金納付命令等の状況(資料 19 - 2 参照)

17 事務年度においては、9 件のインサイダー取引事件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ホームページにて、その概要を公表した。